

障害者生産活動支援事業費補助金交付事業 Q&A

Q1 生産活動を行っている就労移行支援事業所、生活介護事業所、地域活動支援センターは対象とならないのか。

A 対象とならない。本事業は生産活動に係る平均工賃等を障害福祉の基本報酬の算定指標としている就労継続支援事業所を重点的に支援することを目的としている。

Q2 多機能型事業所で就労継続支援 A 型と B 型を運営している場合、それぞれのサービスごとに申請することは可能か。

A 可能である。

Q3 1 法人で複数の就労継続支援事業所を運営する法人が、運営する複数の就労継続支援事業所に関して当該補助金を申請する場合、補助金交付申請書は申請する就労継続支援事業所ごとに提出する必要があるか。

A 貴見のとおり。

Q4 ハード事業、ソフト事業の具体例を示すことは可能か。

A 2 ページ「参考資料 1」のとおり。

Q5 補助金の申請に不慣れで、補助率や補助上限額の考え方がイメージしづらい。

A 3 ページ「参考資料 2」にケース別の事例を作成したので参照されたい。

Q6 就労継続支援 A 型事業所については、賃金向上計画の作成が必須となっていないため、計画を策定していないが、本補助金は、補助金の交付申請に当たって工賃（賃金）向上計画の提出を要件としている。つまり、就労継続支援 A 型事業所については、補助金の交付申請に当たって賃金向上計画を策定し、提出しなければならないのか。

A 貴見のとおり。なお、賃金向上計画の様式は、当課ホームページに掲載しているので、当該様式において計画を策定いただきたい。

Q7 本補助金は、ハード事業としてホームページの製作や改修が補助対象経費となりうるとされているが、例えば、販路拡大及び工賃向上に資するようなアプリケーションの開発に要する費用は、ハード事業の対象となりうるか。

A ホームページの整備・改修等に要する経費については、事業実施に要する費用等を考慮し、ハード事業としているところだが、アプリケーションの開発等に要する経費についても、事業所を利用する利用者の工賃（賃金）向上に資すると認められる事業であり、原則 1 件の取得価額が 10 万

円以上で、概ね1年以上使用できるものであれば、別表第1の※5中の「ホームページ等を整備するもの」に該当し、ハード事業の対象となりうる。

Q8 商品・サービスの新たな生産・提供方式の導入に関する取組で、1件あたりの取得価額が10万円未満の物品等の購入は、ハード事業及びソフト事業のどちらに該当するのか。

A ハード事業の定義中に、「原則1件の取得価額が10万円以上」という要件があるため、原則として1件の取得価額が10万円未満の物品等については、設備・機器等及びホームページ等を整備するものであっても、ソフト事業に該当する。

Q9 原油価格・物価高騰対策の具体例を示して欲しい。

A 次の通り例示する。

なお、申請に当たっては、既存の機器を更新する場合は、商品等の生産に係るコストの低減や省エネルギー化がどの程度図られるのかが分かる書類を添付すること。

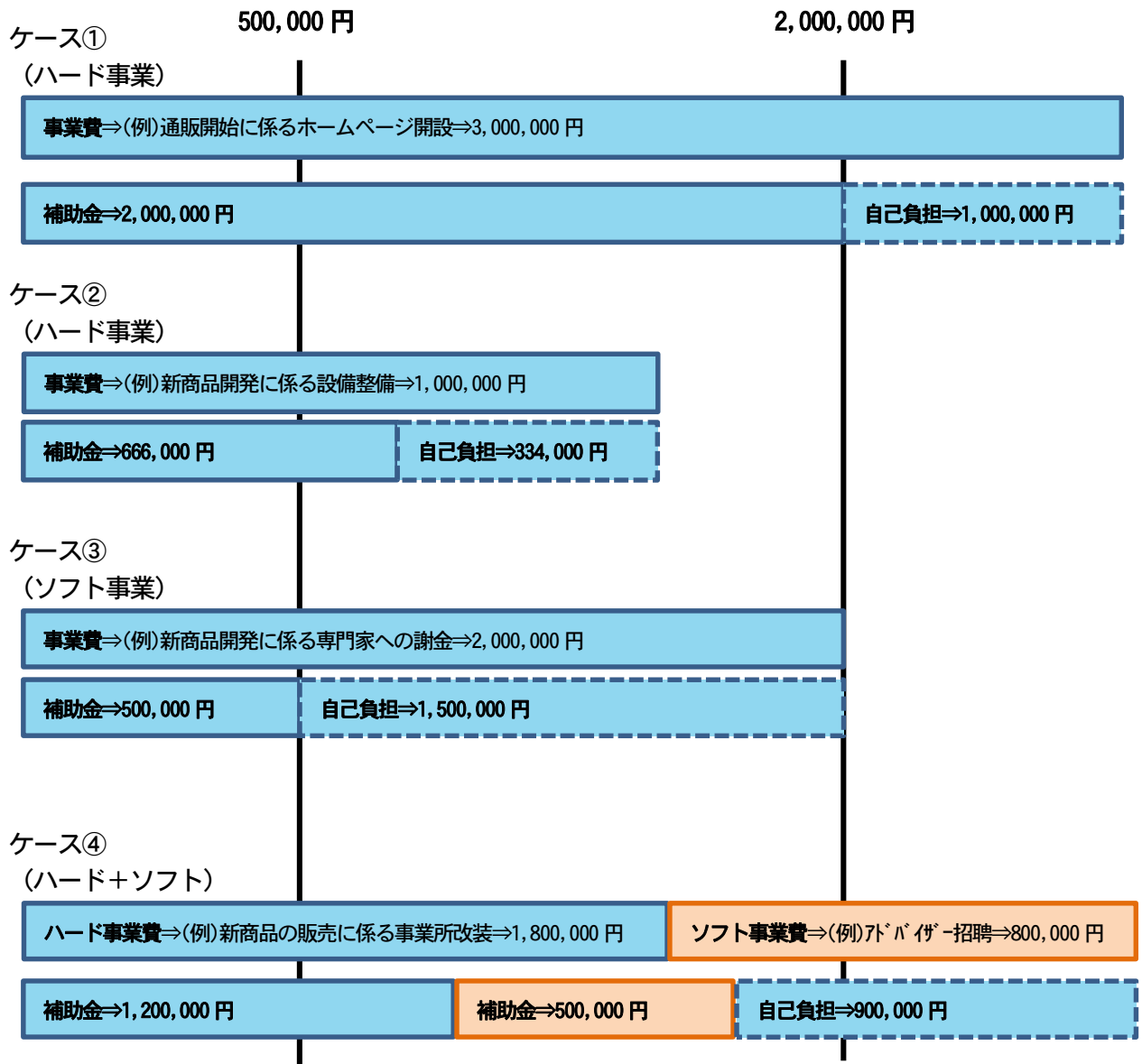
- 施設外就労先に向かう際に使用する車をガソリン車からEV車に更新する経費。
- クリーニング用ボイラーの燃焼効率を高める助燃装置の設置。
- 既存の冷蔵庫から高効率冷凍冷蔵庫への買い換え。
- 利用者の作業場に設置されている既存の空調設備を高効率空調設備に更新する。
- ビニールハウスにより花卉栽培を行う事業所が、ボイラーの使用に頼らずに温室内の保温性向上を図るため、保温性の高い被覆資材の導入を行う経費。 など

※ いずれも、燃料費等を就労支援事業会計から支出しているものに限る。

参考資料1

事業区分	対象となり得る事例
<p>ハード事業</p> <p>⇒生産、加工、流通、販売等に必要な設備・機械等を整備するもので、原則1件の取得価額が10万円以上で、概ね1年以上使用できる物品等を指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ レストランを営む事業所が、テイクアウト用商品を販売するため、店舗の一部改装や看板等の作成を行う経費 ・ 新たに農業に取り組むため、必要となる器機（耕運機等）の購入に必要な経費 ・ より多くパンを生産するため、既存のベーカリーオーブンから、生産能力等が優れた新しいベーカリーオーブンを導入するのに要する経費 ・ 事業所で作成されている商品のPRや通信販売による販路拡大のため、ホームページの作成に要する費用 ・ 既存のホームページに通信販売機能を持たせるための改修を行うのに要する経費 ・ 施設外就労で使用するための車をガソリン車からEV車に更新する経費
<p>ソフト事業</p> <p>⇒ハード事業以外のものを指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新商品の販売に係る調査のため、東京でテストマーケティングを実施する際に係る経費（新商品開発に係るアドバイザーへの謝金、東京でのテストマーケティングの実施に係る旅費や会場費等） ・ マッサージ・指圧を行う事業所が、コロナ対策を実施した安心して利用できる店舗であることをPRするため、チラシを作成する経費 ・ 新商品の開発のためのアドバイザーを招聘するのに要する経費 ・ 布製品の縫製・販売を行う事業所が、新たなデザインのエコバッグを商品化するための、デザイナーへのデザイン委託費

参考資料2



【本補助金に関する問い合わせ先】

高知県子ども・福祉政策部障害保健支援課
就労支援担当 岡村、岩崎

TEL : 088-823-9560 FAX : 088-823-9260

MAIL : 060801@ken.pref.kochi.lg.jp